

一般社団法人全国治水砂防協会入退会規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人全国治水砂防協会（以下「本協会」という。）定款第6条及び第9条の規定に基づき、本協会の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(入会)

第2条 本協会の会員になろうとする団体又は個人は、別記様式1(1)又は(2)による入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本協会への入会の可否は、次に掲げる基準を基に定款で定める会員資格に応じて理事会において決定する。

- (1) 本協会の目的に賛同する者、又は事業を贊助する者であること。
- (2) 本協会の会員であった者である場合においては、過去において除名の処分を受けた者でないこと。
- (3) 暴力団その他反社会的勢力に属するものでないこと。

3 会長は、理事会において入会の可否を決定したときは、入会決定通知書により、入会申込者に通知しなければならない。

4 前3項の規定にかかわらず、名誉会員の入会については、理事会が推薦し、本人が入会を承諾することにより成立する。

5 入会者は、会員の種別毎に会員名簿に登録しなければならない。

(会費)

第3条 正会員及び贊助会員については、入会後、会費規程に従い会費を支払わなければならぬ。

2 名誉会員については、会費の支払いを要しないものとする。

(退会)

第4条 会員は、別記様式2(1)又は(2)による退会届を会長に提出して、任意にいつでも退会することができる。

2 定款第8条の規定により会員資格を喪失したときは、当該会員は退会したものと見なす。

3 会員がその資格を喪失したときは、会員名簿の登録を抹消する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。